「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する御意見の募集」に対して寄せられた御意見等及びそれに対する厚生労働省の考え方について

平成 27 年３月 27 日
厚生労働省

「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する意見の募集」については、平成 27 年２月 13 日から平成 27 年３月 14 日まで、ホームページを通じて意見を募集したところ、様々な御意見等をいただきました。

お寄せいただいた主な御意見等と、それらに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見等に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

今回御意見等をお寄せいただきました方々に厚く御礼申し上げます。

回答番号	御意見等の内容	御意見等に対する考え方
【報酬改定全般】		
１	○　全体の改定率が０％の現状維持とされているが、職員処遇改善分を除くと 1.78%のマイナスになり、一部のサービスでは基本報酬が減額になってしまうことから、職員等の処遇改善や事業所の経営の安定にはつながらない。加算による評価ではなく、基本報酬を引き上げるべきである。	○　平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定については、障害福祉サービスは小規模な事業所が多いこと、制度創設後 10 年が経過していないこと等に鑑み、全体の改定率は±０％とされたところです。 今回の改定では、 ①　最重要の課題である福祉・介護職員の処遇改善を図るため、１人当たり月額 1.2 万円相当の加算の拡充を行うとともに、 ②　重度の障害者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行の推進や生活の場としてのグループホームの充実 ③　個々の障害特性への配慮、夜間・緊急時の対応等、地域生活支援に係る必要な見直しと障害者の就労に向けた取組の一層の推進 など、サービス内容の充実を図ることとしています。 一方で、経営実態等を踏まえ、サービスの適正な実施の観点からの見直しを併せて行うこととしており、報酬全体の中で、メリハリをつけた改定内容としています。
【処遇改善加算】		
２	○　現行の福祉・介護職員処遇改善加算は、事務職員やサービス管理責任	○　福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種については、福祉・介護職員の賃金が他の職種に比べてなお

	者、調理員などは対象になっていないが、これらの職種も事業を実施する上で必要な人材であり、実情に合わせて全ての職種を対象とすべきである。 　また、相談支援系の事業も対象とすべきである。	相対的に低い状況にあること等を勘案し、福祉・介護職員に重点化して処遇改善を実施することとしています。
3	○　福祉・介護職員処遇改善加算の拡充に関して、キャリアパス要件を外し、手続きを簡素化して小規模の事業所でも処遇改善が進むようにすべきである。	○　福祉・介護職員の確保・定着の推進を図るためには、能力、資格、経験等に応じた処遇がなされることが重要であること等から、キャリアパス要件等を設けています。 　また、処遇改善加算が福祉・介護職員の処遇改善に確実に繋がるよう、処遇改善計画書や実績報告書など関係書類の提出を求めています。
4	○　処遇改善加算で得た収入が定期昇給にも充てることが可能となっていることから、加算を取得しても改善されている実感がない。定期昇給とは別枠ではっきりと分かる形にすべきではないか。	○　処遇改善加算は、加算により得た額を原資として福祉・介護職員の賃金改善を行うことを目的としており、賃金改善の方法については、経営の実態等を踏まえ、事業者において判断されるものであると考えます。
【地域区分】		
5	○　国家公務員の地域手当の見直しに合わせて障害児の地域区分は変更されるが、障害者の地域区分について変更されないのは不平等であり、地域間格差が反映されず施設運営が成り立たないのではないか。	○　報酬の１単位当たり単価については、地域によって賃金水準が異なることに鑑み、人件費の地域間較差を報酬に反映させるため、地域区分として級地ごとの単価を設定しています。 　今回の改定では、国家公務員の地域手当が見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分について見直しを行うこととしています。 　また、障害者の地域区分については、平成 24 年度改定で見直しを行い、経過措置として平成 24 年度から 26 年度にかけて段階的に引上げ(引下げ)を行い、平成 27 年 4 月に完全移行する予定であるため、今回は見直しを行わないこととしています。
6	○　障害福祉サービス、障害児サービス、介護保険サービス、それぞれの地域区分が異なる自治体が少なくない。事業者や自治体から見てわかりにくいだけでなく、利用者や家族から制度への不信を招きかねない。地域区分の考え方を一本化できないか。	
7	○　国家公務員の給与の地域差を基準にするのがおかしい。都会は介護人材不足というが、過疎地では事業者自体が不足している。物価水準から見ても、東京都特別区の基準を２％も上げるのは妥当性を欠く。	
【福祉専門職員配置等加算】		

8	○　対象となる職種を社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士だけにするのではなく、作業療法士・理学療法士などリハビリ関連業務に携わる者も対象とすべきである。	○　福祉専門職員配置等加算については、専門的な知識等を有する直接処遇職員の配置を評価する加算です。 　なお、生活介護など一部のサービスについては、作業療法士や理学療法士が中心となって利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行った場合に、別途加算で評価しています。
9	○　対象となる職種を都道府県判断で追加できるようにすべきである。	
【訪問系サービス】		
10	○　平成 27 年度からサービス等利用計画が必須となるのであれば、この機会に国庫負担基準を廃止すべきではないか。 　会議録では国庫負担基準は ・　予算の問題 ・　市町村間のサービスのばらつきをなくすとしている。 　しかし、予算についていえば、全国で見れば基準額が上回っている状況であるため、全額国庫負担の対象にすべきではないのか。 　また、市町村間のばらつきも、平成 27 年度から相談支援専門員が作成したサービス等利用計画に基づくサービスの種類と量が基本となるのであれば、国庫負担の対象から外すほどのばらつきとなるのか疑問である。 　そもそも基準額を超過している自治体は、重度障害者が多い、支給量を不当に制限していない、などではないのか。その分析なくして、国庫負担基準を残すことには疑問を感じる。	○　障害者総合支援法では、国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化する一方で、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担の上限を定めています。 　ただし、これは個人のサービスの上限ではなく、また、介護の必要度が高い者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行える仕組みとなっており、このような機能については、制度に対する公平性、安定性の確保の観点からも、今後とも必要と考えます。 　平成 27 年度国庫負担基準の見直しについては、重度障害者の利用実態を考慮し、重度障害者が一定割合以上の市町村の国庫負担基準の嵩上げを行うこととしています。
11	○　介護保険サービスとは地域単価が異なる自治体が少なくないのに、居宅介護の単位数を訪問介護の単位数に合わせて引き下げる必要はない。	○　居宅介護については、これまで介護保険の訪問介護と同様のサービスとして整理され、取り扱われていることから、介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬を見直すこととしていますが、利用者 80 人以下の事業所において、中・重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置した場合に、新たに特定事業所加算Ⅳ（５％の加算）を算定できることとしていま

		す。
12	○　重度障害者が地域の中で生きていくためには、ヘルパーの存在は必要不可欠です。しかし、現実介助者不足でなかなか事業所にも思うように受けてもらえない現状が地方にいけばいくほど切実な問題としてあるため、重度訪問介護の報酬単価をもっとあげて、ヘルパーの賃金アップに繋がるようにしてほしい。	○　重度訪問介護について、重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分６の利用者に対する評価の充実や処遇改善加算の拡充を図ったところです。
【通所系、入所系サービス】		
13	○　生活介護の本体報酬の減額の幅が大きすぎるのではないか。	○　生活介護については、支援内容に応じた評価を行う観点から、従来、基本報酬の中で行っていた看護職員の配置に対する評価について、一部を加算で評価するとともに、経営の実態を踏まえ、基本報酬の適正化を行うこととしています。 　その際、特に小規模な事業所や重度の利用者が多い事業所の経営が立ちゆかなくなることのないよう、事業所規模や障害支援区分の高い利用者の報酬に配慮した見直しを行うとともに、より質の高いサービスを提供する事業所を評価する観点から、常勤看護職員等配置加算を新たに創設し、常勤等の看護職員を配置した場合に加算される仕組みを導入することとしています。
14	○　常勤看護職員等配置加算については、利用定員別の単価設定ではなく、福祉専門職員配置等加算のように従業員数に占める看護職員の割合等に応じて単価を設定することが望ましい。 ○　常勤看護職員等配置加算の評価について、もう少し緩和してもらいたい。	○　生活介護の指定基準上、看護職員の配置は１以上としており、利用者の実態等に応じた必要数が事業所毎に配置されているところです。一方で、より質の高いサービスを提供する事業所を評価する観点から、従来基本報酬の中で行っていた看護職員の配置に対する評価について、常勤換算で１以上の看護職員を配置した場合に加算で評価する仕組みを導入することとしています。
15	○　生活介護の収支差については、通所のみで行う場合と、障害者支援施設で行う場合では異なることから、それらを考慮した形で報酬単価を設定するべきではないか。	○　生活介護の収支差の算出にあたっては、生活介護以外のサービスに係る収入・支出について収入比率等により按分して除外しています。これにより算出された収支差率等も踏まえた上で、報酬単価を設定しています。

16	○　食事提供体制加算を引き下げたことにより、その差額分は利用者の負担が増加するのではないか。	○　「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」において、低所得者の食事の提供に要する費用については、食事提供体制加算の算定の有無に関わらず、食材料費に相当する額のみ徴収することができることとされていることから、今回の改定により利用者負担が増加することにはなりません。
17	○　食事提供体制加算の減額は、事業所収入に大きな影響を与えるため、報酬を上げる等、更なる改定を求める。	○　食事提供体制加算については、障害者自立支援法施行の際に、サービスを利用していない者との公平性の観点から、食費を原則利用者負担とする一方で、低所得者への配慮として、期間を限定した上で、人件費相当分を加算としました。 　また、今回の報酬改定では、実態を踏まえ、単価の見直しと経過措置の延長を行いました。
18	○　送迎加算の対象はあくまでも自宅にしないと著しいサービス低下を招くのではないか。	○　事業所と居宅以外には、例えば事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所等までの送迎が想定されますが、あくまで事業所と居宅間の送迎が原則であり、居宅までの送迎が必要な利用者については、居宅までの送迎が必要と考えています。
19	○　生活介護の開所時間減算について、送迎の時間は開所時間としないということであれば、利用者に６時間以上の支援を担保できなくなる。	○　「送迎に要する時間を除く」とは、「送迎のみを行っている時間」を営業時間に含まないという趣旨であり、例えば、送迎を行っている時間にサービス提供を出来る体制で開所している場合には、その時間は営業時間に含まれます。また、個々の利用者の実利用時間を問うものではありません。
20	○　短期入所について、重度障害者支援加算の上乗せ部分については、研修修了者以外の支援についても対象としてほしい。	○　重度障害者支援加算は、強度行動障害を有する者への支援を強化するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者による支援を評価する観点から、現行の加算に追加して加算を行うものであり、それ以外の場合の評価は現行の加算で行っています。
21	○　緊急短期入所体制確保加算について、利用定員の５%の空床の確保と過去３か月の利用率 90%の算定要件が求められているが、緊急利用が続くと常時満床になり空床を確保できない事があったり、急なキャンセルや感染症の流行等、利用率が90%を下回ることがあるので、見直してほしい。	○　加算の要件として、緊急利用枠の確保が求められていますが、その枠で緊急受入した日についても確保日として算定されます。 　また、留意事項通知においても示している通り、前３か月の稼働率については届出を行う際に満たしている必要があり、その後に一時的に下回る場合においても継続して算定することは可能です。 　なお、今回の改定により、緊急短期入所体制確保

		加算を算定していない事業所において、緊急時の受け入れを行った場合にも、緊急短期入所受入加算の対象とすることとしています。
22	○　緊急短期入所受入加算について、利用を開始した日のみの算定ではなく数日若しくは利用終了までを算定して欲しい。	○　今回の改定では、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入初日に対する評価の重点化を行うこととしています。
23	○　施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）の見直しで運営がなりたたず収入額が大幅に減収になってしまうため、３年間は経過措置を設けてほしい。	○　重度障害者支援加算（Ⅱ）については、夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直すとともに、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価するものへと見直すものであり、障害支援区分６の利用者については、報酬単価が引き上がることとなります。 　なお、これまで加算を算定していた事業所については、上記研修が平成 25 年度に創設されたことも踏まえて、平成 30 年３月 31 日までの間は、研修受講計画の作成で足りるものとする経過措置を設けています。
24	○　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算が施設入所支援も対象となったが、同一利用者に同日で、日中活動（生活介護）と施設入所支援と両方加算が出来る様にしてほしい。	○　生活介護及び施設入所支援のそれぞれで体制を整えていれば加算の対象とすることとしています。
【共同生活援助（グループホーム）】		
25	○　グループホームにおいて、必要な支援を適切に行うための職員配置ができるよう、基本報酬など報酬をもっと引き上げてほしい。	○　今回の報酬改定では、障害者の高齢化・重度化を踏まえ、重度の障害者に係る基本報酬を引き上げるとともに、経過措置として認められている個人単位での居宅介護等の利用の経過措置期間を延長することとしています。このほか、日中支援加算の対象とする日中活動の拡充や重度障害者支援加算の見直しなど、各加算においても充実を図ることとしています。
26	○　個人単位の居宅介護等の利用の経過措置について、恒久化してほしい。	○　個人単位の居宅介護等の利用の在り方については、昨年度取りまとめられた「障害者の地域生活の推進に関する検討会」における議論の整理においても指摘されたように、昨年４月に行われたグループホームの一元化の施行後の状況等をみながら、今後、関係者の意見を聞きつつ検討することとしています。

27	○　グループホームの福祉専門職員配置等加算が生活介護の当該加算よりも低くなっており、今回拡充した部分の加算の単位数も低すぎる。	○　居住系サービスについては、通所系サービスと比べてひと月の加算を算定できるサービスの利用日数が多いことから、このような単位を設定しています。
28	○　重度障害者支援加算の対象者を、区分４や区分５の行動援護を必要とする者や、全介助が必要な重症心身障害者も対象にしてほしい。	○　重度障害者支援加算については、今回の見直しにおいて、算定対象者を事業所の利用者全員から重度の障害者のみに見直すとともに、報酬の単位を大幅に引き上げることとしています。さらなる見直しについては、今回の見直し後の状況などを踏まえながら、必要に応じて検討してまいります。
29	○　重度障害者支援加算は単位数が大幅に増加する一方、算定要件が厳しくなる。段階的な評価にしてほしい。	○　重度障害者支援加算において新たに設ける職員の研修要件については、一定期間、実際に研修が受講できなくても、事業所が職員に研修を受講させる計画を作成すれば、当該部分の要件を満たすものと取り扱う経過措置を設ける予定です。
30	○　夜間支援等体制加算について、日単位で請求できることとなったが、請求事務が煩雑とならないよう配慮してほしい。	○　加算を算定する際に用いる夜間支援対象利用者の数については、現行と同様、前年度平均の利用者数を用いることに変更はありません。また、これまでは１つの共同生活住居ではひと月に加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかのみを請求できることとなっていたものを、今後は同じ月の中でも日ごとに異なる加算を算定できるように見直すものであるため、請求事務については基本的にこれまでと変わらないものと考えています。
31	○　グループホームの日中支援加算（Ⅱ）について、３日目から算定することとなっているが、初日から算定できるようにしてほしい。	○　日中活動サービスの支給決定を受けている利用者等に対する日中の支援については、これらの利用者の実態等を勘案の上、月に２日分の支援を基本報酬において包括的に評価しています。
32	○　短期入所の医療連携体制加算が、支援時間が日中活動系サービスと比べて長いこと等を勘案し引き上げられることとなるが、グループホームの医療連携体制加算についても同様に引き上げてほしい。	○　グループホームにおける医療連携体制加算では、短期入所と同様に医療機関等との連携により看護職員をグループホームに訪問させて看護を行った場合を評価していますが、さらに、平成 26 年４月からは看護師による日常的な健康管理や医療ニーズが生じた際に適切な対応がとれる体制を取っている場合も報酬上の評価を行っています。

33	○　グループホームの利用者が通所又は通院した際に送迎した場合について報酬で評価してほしい。	○　通所事業所への送迎については、通所事業所において送迎加算として報酬上の評価を行っており、今回の改定において事業所と居宅間のほか、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎も対象とするなど拡充を図ることとしています。また、病院への通院については、世話人や生活支援員の業務の範囲内で行っていただくほか、慢性疾患等で医師の指示により定期的な通院を必要とする場合には居宅介護による通院等介助の併算定も可能としています。
【就労系サービス】		
34	○　就労移行支援の実績がない場合の減算を見直してほしい。 ○　就労移行の報酬引下げは、法人運営を圧迫するため、基本報酬引上げを実施してほしい。	○　就労移行支援については、実績を出している事業所と実績が出ていない事業所の二極化が進んでいること等から、基本報酬を見直すとともに、実績を出していない事業所について減算を強化する一方、実績を出している事業所については加算で評価することとしています。
35	○　就労移行支援体制加算について、同一年度において「６か月」「12 か月」を経過する人がいる場合は、算定の方法はどうなるのか。もしどちらか１つの加算しか算定出来ない場合は、就職日によって評価が異なってくることはおかしい。	○　当該加算は、６か月を経過した日、12 か月を経過した日、24 か月を経過した日が属する年度において、それぞれ就労定着者としてカウントするものです。 　したがって、６か月を経過する日及び 12 か月を経過する日が同一年度にある場合は、当該年度においてそれぞれの期間の就労定着者としてカウントすることとなります。
36	○　就労移行支援の就職者実績に就労継続支援Ａ型を含めてほしい。就職出来なかった者は最低賃金が適用されるＡ型に行くことも選択肢の 1 つだと考えるが、就職者に含まれないとなれば、同一法人のＢ型等への囲い込みなどが懸念されるため。	○　就労継続支援Ａ型に移行した利用者については、利用するサービスの変更にあたるものであることから、実績には含めないこととしています。 　なお、当該取扱いについては、１年間の経過措置を設け、平成 28 年４月からの施行とすることとしています。
37	○　就職者を出しても、現に就労移行支援事業において利用者がいない場合、加算とならない。就労実績に伴い、運営が安定できるよう定員分で最低限の支援費交付について検討していただきたい。	○　就労定着支援体制加算は、就労定着支援に係る事業所の体制を評価するものです。また、障害福祉サービスの報酬は、本来サービスの利用者に支払われるものであることから、定員分で支給することはできません。

38	○　就労継続支援Ａ型の短時間減算の見直しをするべきである。短時間利用しか出来ない精神障害者に配慮したものにしてほしい。	○　短時間利用減算については、事業所におけるサービス提供の実態に即したものとなるよう、事業所全体の平均利用時間に応じて減算する仕組みに見直すこととしています。 　予期せぬ体調の変化等で利用時間が短くなる利用者が数人いたとしても、減算の対象となることは少ないと考えられますが、今後関係者のご意見等を踏まえて検討していきます。
39	○　就労継続支援Ａ型、Ｂ型における就労移行支援体制加算においても、就労継続支援Ａ型に移行した場合は就職者実績に含めないこととするべきである。	○　就労継続支援Ａ型及びＢ型においては、一般就労に向けたステップアップとしての移行を評価するために、同一法人外の就労継続支援Ａ型へ移行した場合は就職実績に含めることとしています。
40	○　施設外就労のユニットの要件が緩和されたが、それに伴い複数の施設外就労が近距離であれば、１人の職員巡回で認めるようにするべき。	○　今後、要件緩和による影響や関係者のご意見等を踏まえて検討する必要があると考えています。
41	○　目標工賃達成加算において「原則として」前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績を超えていることが要件とされているが、短時間利用者がいるため、平均工賃月額が低下し目標工賃達成加算を算定することが難しい。 「原則として」とあるが例外規定を具体的に教えてほしい。	○　利用者によっては、１日の利用時間、１月の利用時間、１月の利用日数に違いがあるため、時間額によって算出した目標工賃を設定することも可能となっています。 　例外規定としては、経済状況等の影響により工賃実績が低下する場合等に当該要件を除外する規定を検討しています。
42	○　目標工賃達成加算Ⅰ、Ⅱについては「前年度の工賃実績が目標工賃以上であること」「前年度工賃実績が、原則として前々年度の工賃実績以上」、とあるが、この要件はより高い工賃を支払っている事業所にこそ高いハードルとなる。目標工賃達成加算Ⅰ、Ⅱにおいては最低賃金の２分の１以上、３分の１以上をクリアしているという要件があるため、工賃実績のみで評価するよう見直しを行うべきである。	○　当該加算は、工賃向上に向けた取組を行うとともに、一定程度の高い工賃水準を実現している事業所を評価するものです。したがって、工賃実績だけでなく、工賃向上に向けた継続的な取組を評価することとしています。

【相談支援】		
43	○　計画相談支援はサービスを利用する全障害者に必須のサービスであるにも関わらず、基本報酬はなぜ据え置きなのか。また、アセスメント・利用計画（案）の作成・担当者会議の開催等それぞれに報酬がなければ、事業所を保っていくことが出来ない。	○　計画相談支援の基本報酬については、ご指摘の業務内容を踏まえ、通常要する費用につき定めたものとなっています。今回の改定においては、現在、サービス等利用計画の作成に係る対象拡大の経過措置期間中であり、報酬水準の妥当性を評価することは困難であることから、現行を維持しつつ、前回の改定以降の物価上昇を踏まえ、基本報酬を見直しているものです。 　なお、今回の改定においては、厚生労働省内に検討チームを設置し、有識者の参画を得て公開の場で検討を行ったところですが、その際、計画相談支援の基本報酬の評価について、引き続き、検討・検証が必要ではないかとの意見があり、今後、モニタリングの実施頻度について実態を把握しながら、必要な対応を検討してまいります。
44	○　現在の報酬のままでは、質の良い指定相談支援事業所が増えるようには思えないので、報酬の増額、基本相談への報酬の創設、処遇改善加算の対象とすることが必要と考えます。	○　計画相談支援については、今回の報酬改定において、手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援が提供されている事業所への評価として、特定事業所加算を創設することとしています。
45	○　特定事業所加算の要件で、手厚い人員体制については、複数の相談支援専門員が必要と思われるが、「常勤・専従 3 名以上」となると、全国で 10%に満たない事業所である。また、各県で実施される研修の受講枠があり受講が難しい状況であるため、要件の緩和や経過措置を設けてほしい。	○特定事業所加算は、質の高い計画相談支援が提供されるために創設するものであり、そのために必要な体制・業務を要件として考えています。 　また、ご意見のとおり、当該加算の算定のため、研修の受講希望者が増加することが考えられることから、研修の実施主体である都道府県には、受講希望者を見込んだ上、必要な枠を確保するよう全国課長会議等を通じて依頼しています。
46	○　相談支援について、モニタリングについては更新月の算定は作成費のみになっており、実際に行ったモニタリングについて評価されない仕組みとなっている。モニタリングについても評価をしていただき、同月でモニタリングと作成が請求できる仕組みとしてほしい。	○　更新月のモニタリングは、サービス等利用計画を作成するためのアセスメントとしての位置づけとなるため、サービス利用支援費のみの支払いとして整理しています。

47	○　モニタリング月以外の対応について、何らかの報酬支給はできないのか。	○　利用者へのモニタリング月以外の対応としては、委託相談支援事業所との連携や、必要に応じてモニタリングの回数の増加を検討していただくことが考えられます。
【補足給付】		
48	○　実態に合わせて基準額を 53,500 円に見直すとしているが、現在の基準額 58,000 円においても食費・光熱水費をまかなうことはできません。 　昨年４月に消費税が増額されながら基準費用額に増税分を上乗せせず、今回の報酬改定においても増税分を上乗せしないばかりか、減額したことは不当である。	○　平成 26 年度障害福祉サービス等経営実態調査等を踏まえると、食費・光熱水費に係る平均的な費用の額は 53,500 円となり、現行の基準費用額 58,000 円と乖離がみられることから、基準費用額について、食費・光熱水費の実態を踏まえ改正を行うこととしています。 　なお、今回の基準費用額の見直しにおいては、消費税引上げの影響も含めた見直しをしています。
49	○　契約時に食費・光熱水費として月額 53,500 円以上かかることに利用者から同意が得られれば、かかった費用の実額を利用者に請求できるようにしてほしい。	○　障害者総合支援法施行令第 21 条第３項の規定により、利用者が施設等に対し、基準費用額を超える金額を支払った場合には、補足給付は支払われないものとしています。
【障害児支援】		
50	○　新たに設けられる６時間未満の開所時間減算について、障害児に６時間も療育を行うのは長すぎる。 ○　また、多機能型の場合にそれぞれの事業ごとに６時間以上支援を行うことは困難である。 ○　他方、放課後等デイサービスについてはほぼ送迎のためのみサービスとなっている事業所や本来福祉が担う範疇から逸脱している事業所が乱立している。こうした不適切なサービス提供を行っている事業所に対しての抑止力として機能するよう、４時間未満の開所時間に対する減算が強化されることを望む。	○　今回の改定における「開所時間減算」の見直しは、短時間しか開所していない場合において、公費の効率性や公平性の観点から、適正なサービス時間の評価を行うことを目的としており、個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、従前と同様に、一人の利用者に開所時間中を通じた支援の提供を義務づけるものではありません。 ○　障害児通所支援のみを行う多機能型事業所の場合、多機能型事業所の特例により一体的な運営を行う事業所では、利用定員を合算して報酬請求することから、営業時間についてもそれぞれの事業の営業時間を合算した時間をもって判断します。また、多機能型事業所の特例によらずそれぞれの事業の利用定員で報酬請求をする事業所では、事業ごとの営業時間により判断することとなります。
51	○　保育所等訪問支援における専門職として、都道府県の裁量で専門性が高いと認められる資格や研修を受けた者を加算の対象として認めてほしい。	○　保育所等訪問支援については、専門性としての資格要件と相当の実務経験について一定の質を確保するため、次のいずれかの者を加算の対象としたところです。 　障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、障害児入所支援施設その他これらに準ずる事業・施設に

		おいて、 （１）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理担当職員、児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者として５年以上携わった者 （２）10 年以上携わった者
52	○　児童発達支援センターのみが評価され、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの事業所がないがしろにされており、療育支援のプラグラム化等の専門的な支援を真面目に取り組んでいる事業所には厳しい改定であり、別の角度から見直ししてほしい。 ○　単に人員配置と利用定員のみで単価を定めるのではなく、設備基準や配置する職員の勤続年数、資格、支援内容などにより、メリハリをつけるべきで、質を低くすれば儲かるというインセンティブを排除すべき。 ○　障害児通所支援について、適切な支援に対しては加算で評価するとされているが、事業の評価は基本報酬の中で本来されるべきであり、放課後の施策がきちんと位置付くためにも基本報酬の評価をしっかりと行い、単価の切り下げとならないようにしてほしい。	○　今回の改定においては、経営実態調査の結果を踏まえた単価の見直しを行うとともに、支援の質の確保等の観点から、児童指導員等を配置した場合の加算や保護者等からの相談に応じた場合に加算する事業所内相談支援加算、保育所等関係機関との連携を評価した関係機関連携加算の創設等により、支援の質の向上に努めている事業所が評価されるような見直しを行うこととしています。 　なお、設備や支援内容に応じた報酬上の評価については、今後、今回の改定後の経営実態やサービス提供の実態等の客観的・具体的なデータに基づき、関係当事者の意見も聞きつつ、必要に応じ検討してまいります。
53	○　強度行動障害児や重症心身障害児に対する療育は難しく、受入先がないことから、受入施設の門を広げるために、知的障害児や発達障害児の中での重症心身障害児の受入を検討し、また１対１支援が必要であることから、共存することの必要性も踏まえ、強度行動障害児童加算や重度心身障害児童加算を、現場の質の向上につなげるため、特別支援教育士・療育現養育場理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などの加算も検討してほしい。	○　強度行動障害を有する障害児の受入れを推進するため、児童指導員等配置加算及び指導員加配加算の要件となる職員として強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を対象とすることとしています。 　なお、児童発達支援事業所等における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理担当職員の配置については、特別支援加算により評価を行っているところです。

54	○　本体報酬、事業所内相談支援加算、家庭連携加算、欠席時対応加算、保育所等訪問支援の、１．同一日の算定の可否および２．決定支給量に含まれるか否かについては、利用者の立場に立ったルールの設定に努めること。また、運用レベルに任せると自治体間で異なるなどの混乱が生じるため、Ｑ＆Ａにより趣旨とともに分かりやすく示すよう努めるとともに、ルールが適切であるかを３年後に検証すること。	○　新たに創設した事業所内相談支援加算は、基本報酬を算定している日に算定可能とすることとしています。ただし、事業所内相談支援が基本報酬において評価しているサービス提供時間と同一時間帯である場合又は家庭連携加算を算定している場合は算定できないこととします。 ○　また、家庭連携加算は、今回の改定により、基本報酬を算定している日においても算定可能とすることとしています。ただし、事業所内相談支援加算と併せて算定することはできないこととします。なお、家庭連携加算は家庭において相談援助等を実施するものであることから、基本報酬と家庭連携加算が同一時間帯に利用されることは想定していません。 ○　欠席時対応加算は、事業所を利用していない日に算定するものですが、その日に家庭を訪問し、又は、事業所等において、障害児及びその保護者に対して相談援助を行った場合に家庭連携加算又は事業所内相談支援加算を算定することは可能です。 ○　今回の改定により、保育所等訪問支援を利用した日に保育所等訪問支援以外の障害児通所支援の利用することや、保育所等訪問支援を利用した日に家庭連携加算等を算定することも可能とすることとします。 ○　なお、決定支給量はあくまでも基本のサービス提供に関する支給量を指しますので、各種加算は決定支給量には含まれません。 ○　これらの取扱いについては、Q&A 等により運用をお示しすることとしています。
55	○　関係機関連携加算については「個別支援計画の作成」において児童発達支援管理責任者の役目であることから、児童発達支援管理責任者が行った場合についても評価してほしい。	○　関係機関連携加算については、業務に支障がない範囲において、児童発達支援管理責任者が関係機関との連絡調整等を行った場合も算定可能とすることとしています。
56	○　児童発達支援センターの指導員配置は４：１だが、現状は２：１での配置となっていることから、児童指導員等配置加算を算定できるようにしてほしい。 ○　指導員加配加算については、２名以上加配した場合でも１名以上加配した場合でも増額されないことから、配置した職員数に応じて算定	○　従業者を人員配置基準以上に配置する場合にあっては児童指導員等配置加算ではなく指導員加配加算を算定することとなりますが、指導員加配加算については、人員配置基準に応じた基本報酬に加え、常時見守りが必要な障害児への支援等のために加配を行う場合に評価を行うものです。このため、より手厚い体制をとっている児童発達支援センターについては本加算の対象とせず、加配職員の数についても

	できるようにすべき。	人員配置基準を基本とした上でさらに加配がなされ、一定の人員体制が確保された場合に対して評価するものであることから、人数に応じた加算とはしていません。
57	○　加算項目増加による事務作業の増加によって職員の人手がとられ「質の確保」が図ることができなくなるおそれがあることから、その点を考慮した上で報酬改定を行うべき。	○　今回の改定においては、支援の質を確保するとともに、サービスの適正な実施等を図るため、基本報酬の見直しを行うとともに、新たに一定の要件を満たす場合の加算を創設することとしており、その趣旨についてご理解いただきたいと考えています。